開発行為(指導規程)の手続き

●都市計画法第29条の許可を受ける場合は、市での手続きが必要です。 (2ページからの手続きフローをご参照ください)

- 適用範囲
- ●市街化区域 開発行為で、その敷地規模が 1,000 平方メートル以上のもの

(その規模が 1,000 平方メートル未満であっても、隣接して行う開発が一体的なもので、 合算して面積が 1,000 平方メートル以上となる場合は適用となります。)

- ●市街化調整区域 開発行為を行うもの
- ●非線引き地域 開発行為で、その敷地規模が3,000 平方メートル以上のもの

(その規模が3,000 平方メートル未満であっても、隣接して行う開発が一体的なもので、 合算して面積が3,000 平方メートル以上となる場合は適用となります。)

●都市計画区域外 開発行為で、その敷地の規模が10.000平方メートル以上のもの

(その規模が10,000平方メートル未満であっても、隣接して行う開発が一体的なもので、合算して面積が10,000平方メートル以上となる場合は適用となります。)

- ※糸島市開発行為等に関する指導規程の手続きが必要となる場合があります。
- ●開発行為をされる際には、下記の手続きが必要となる場合があります。該当する場合は関係機関と協議をお願いします。

①埋蔵文化財に関する手続き

対象:市内全域が対象となります。

協議先:糸島市文化課 市役所新館3F TL332-2093

②農地転用に関する手続き

•対 象:地目が田や畑など農地の場合は、手続きが必要です。

協議先:糸島市農業委員会 市役所第 1 別館 2F Tel 332-2089

③屋外広告物に関する手続き

・対 象:表示面積が 15 ㎡以内の自己所有地内に設置する広告物以外のものは 許可が必要になります。

協議先:糸島市建設課 市役所第2別館2F Tel332-2076

④糸島市中高層建築物の建築に関する指導規程

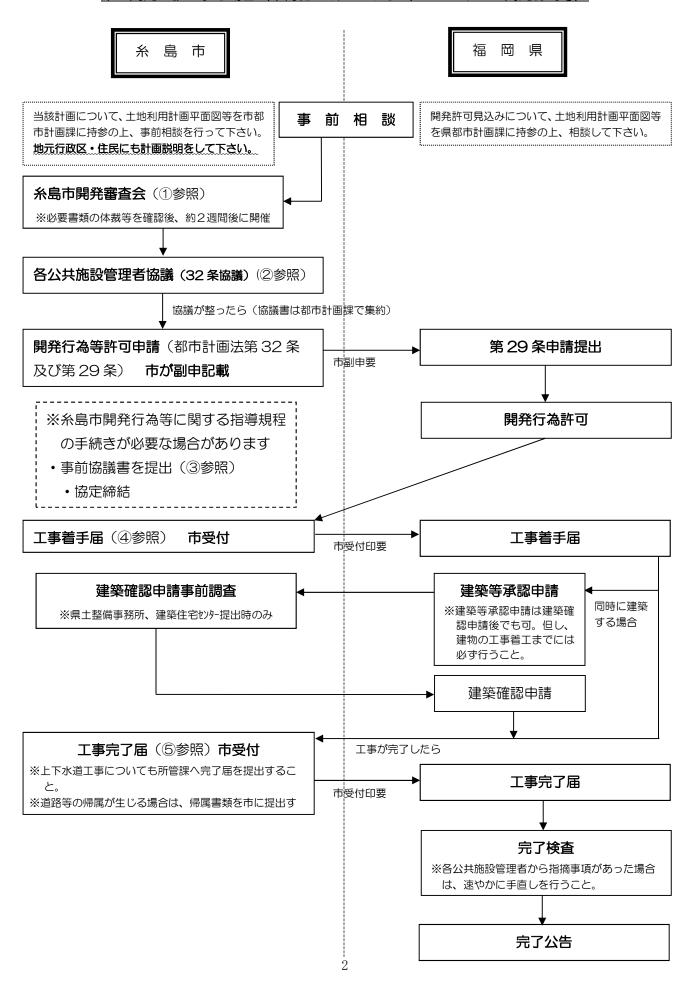
対象:高さが10mを超える建築物のみ該当します。

近隣説明の報告書等を都市計画課に一部提出してください。

• 協議先: 糸島市都市計画課 市役所第 2 別館 2F Tel 332-2077

開発・指導規程手続きフロー

県の開発に該当する場合(市街化区域における 1,000 ㎡以上の開発行為等)



●事前相談

当該計画について、土地利用計画平面図等を市都市計画課に持参の上、事前相談を行って下さい。 福岡県都市計画課へも、開発許可要件を満たしているかの確認をお願いします。

同時に地元行政区・住民にも計画説明をして下さい。

①糸島市開発審査会

(23部を市都市計画課へ提出 資料の体裁等を確認後約2週間後に開催)

• 事業者に事業内容の説明をしていただき、関係各課及び地元の意見を伺います。

1事前説明願

7給水計画平面図

②位置図(1/2500等)

⑧造成計画平面図・縦横断面図

③字図(市税務課で購入可)

⑨構造断面図(側溝・土留擁壁、道路構造等)

④敷地現況平面図・縦横断面図

10建築平面図・立面図

⑤土地利用計画平面図(配置図)

⑪求積図(土地・建築物・構造物等)

⑥排水(雨水、汚水、生活雑排水)計画平面図 ⑫その他

※5~9は一枚にまとめてもよい。

※原則、自己の居住の用に供する住宅及び開発面積 1,000 m未満のもの以外について、審査会 を開催します。

②32 条協議を行う関係各課

必要部数を市都市計画課へ提出して下さい。

関係各課への配布前に、市都市計画課が資料の体裁等を確認します。

•建設課 (道路、交通安全設備など) •環境政策課(ゴミ置場)

• 農地政策課(排水路関係)

• **危機管理課**(災害危険区域、防犯 • 防災)

水道課 (上水道)

文化課 (埋蔵文化財関係)

下水道課 (下水道)

• 警防課 (消防水利)

• 業務課 (上下水道料金関係)

コミュニティ推進課(行政区)

※その他 必要に応じて都市施設課(公園)、県土整備事務所等

※道路管理者及び水路管理者の同意書については、県都市計画課の様式を使用して下さい。

※添付資料は①糸島市開発審査会を参照のこと(必要に応じて②~⑪を添付すること)

③糸鳥市開発指導規程事前協議書

(2部を市都市計画課に提出)

①事前協議書

6字図(市税務課で購入可)

②協定書(申請者の氏名、押印要) ⑦求積図(土地・建築物・構造物等)

③事業計画概要書

⑧敷地現況平面図・縦横断面図

④32条協議書

⑨土地利用計画平面図(配置図)

⑤位置図(1/2500等)

⑩建築平面図・方面図

- ※89は一枚にまとめてもよい。協定書は、申請者と市の双方での保管。

※糸島市開発行為等に関する指導規程の手続きの要否は、市都市計画課にご確認ください。

④工事着手届

(開発工事後に2部を市都市計画課へ提出。市受付後、1部を県都市計画課提出)

• 工事着手後、案内看板設置写真とともに提出して下さい。

⑤工事完了届

(関係各課分の部数を市都市計画課に提出。市決裁後、1 部を県都市計画課提出)

完了届提出前に水道及び下水道業者の設備に関する手続きを完了して下さい。

- ①工事完了届(新に公共施設の発生等で新しく地番ができた場合は、その地番を明示)
- ②位置図
- ③字図(新に公共施設の発生等で新しく地番ができた場合は、その記載があるもの)
- ④完成平面図(給排水関係も明示)
- ⑤工事工程写真、竣工写真 ※⑤のみ1部提出。

⑥帰属書類

(1部 公共施設の帰属がある場合のみ市都市計画課へ提出)

- ①登記原因証明情報兼承諾書(2部)
- ②印鑑証明書(1部)
- ③土地謄本(1部)
- ④資格証明証(1部 事業主が法人の場合のみ添付要)
- ⑤測量図 (1部)
- ※帰属する公共施設・公益施設については、分筆、地目変更、権利の抹消(抵当権・地上権・地 役権・所有権仮登記等)をして下さい。